



令和4年6月2日

三浦市議会議長 草間道治様

三浦市議会議員政治倫理審査会

委員長

出口眞琴

審査結果報告書

令和3年6月18日に本審査会に付託された件について、三浦市議会議員政治倫理条例第9条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 審査対象議員 藤田 昇議員

2. 付託事案 (1) 令和3年3月10日都市厚生常任委員会での陳情審査の際における言動について

(2) 三崎小学校Tシャツ及び東日本大震災義援シャツ(ボロシャツ)の受注について

3. 審査結果 三浦市議会議員政治倫理条例第4条第1号に違反する行為があったと認める。

(理由)

・令和3年3月10日都市厚生常任委員会での陳情審査の際に、陳情者として出席していた調査請求者に対し、恐怖心を与え、当市議会に対し陳情することを抑制するような威圧的な発言を行ったこと、また、陳情者の誤解を解くために行ったと当該議員が主張する発言は、実際は当該議員の調査不足及び誤解のもとに行われたものだった



ことについては、市民全体の代表者としての品位を損ねるものであった。

- ・三崎小学校Tシャツ及び東日本大震災義援シャツ（ポロシャツ）の受注については、発注者側と当該議員との間に何らかのつながりがあるという疑惑を市民から持たれた。

4. 審査の経過 審査会開催日

令和3年6月18日、6月25日、7月2日、7月14日、
7月15日、7月20日、9月15日、10月7日、
11月16日、

令和4年1月24日、2月10日、2月17日、4月12日、
5月10日、5月24日、6月2日

審査の概要は別紙のとおり

5. 必要と認める措置 藤田 昇議員に対する問責決議

【別 紙】

〈審査の概要〉

第1回審査会 令和3年6月18日

1 正副委員長の選出

互選により正副委員長を選出した。

委員長 出口眞琴

副委員長 溝川幸二

委 員 寺田一樹、鈴木敏史、長島満理子、小林直樹、神田眞弓

2 審査事案の付託、調査請求内容について

草間道治議長から、日高芳子氏から提出された藤田 昇議員に対する政治倫理調査請求書に関する審査を付託された。

また、議会事務局長から、これまでの経過、調査請求書に関する事項、今後の審査の流れを説明した。

3 調査請求の適否について

適否の議論をするに先立ち、調査請求者や当該議員への聴取を行う必要があるかを次回審査会までに検討してくることを確認した。

第2回審査会 令和3年6月25日

1 調査請求の適否について

調査請求の適否に関する議論を行い、適否を決定するための聴取は行わないこととした。また、本調査請求については適するものと決定した。

議論の中で委員から述べられた意見は、おおむね次のとおり。

- ・調査請求者と当該議員の主張に食い違いがあるので審査をしていくべきである。
- ・次の点から、請求は適正である。
 - ①当該議員の委員会での発言は威圧的だと感じられた。その結果、請求者が体調を崩しているのは事実である。
 - ②市民の陳情する権利を抑制するような発言は、三浦市議会基本条例の目的に反している。
 - ③当該議員が代表を務める洋品店が三崎小学校のTシャツを受注した経緯や、調査請求者にとった態度との関連性について疑いを持たれている。
 - ④被災地復興支援のポロシャツの取引業者となった理由に疑問を持たれている。
- ・疑惑が晴れれば当該議員の名譽も回復し保たれるので、審査が必要だと思う。

- ・提出された資料で請求者の言われていることは大体理解できる。また、請求者の体調面を考えても、当該議員からの説明のみでよいと思う。

第3回審査会 令和3年7月2日

1 政治倫理基準違反の行為の存否について

審査を行うに当たり、調査請求者、当該議員等への聴取の要否について議論を行い、調査請求者及び当該議員から聴取を行うこと、聴取順は調査請求者、当該議員の順とすることを決定した。

議論の中で委員から述べられた意見は、おおむね次のとおり。

- ・調査請求者から多くの資料が出ているので、その聴取をする必要がある。また、当該議員からも聴取すべきである。
- ・公平を期すために双方の意見を聞いたほうがよい。

第4回審査会 令和3年7月14日

1 政治倫理基準違反の行為の存否について

調査請求者に出席を求め、調査請求内容について説明を受けるとともに、各委員から質疑を行った。

聴取の中で調査請求者から述べられた事項は、おおむね次のとおり。

◇調査請求者について

- ・当該議員の行った言動が原因となり、体調を崩し、仕事や家事に支障を来している。

◇都市厚生常任委員会における調査請求者（陳情者）への言動について

- ・当該議員は調査請求者の誤解を解くためであったと言っているが、これは行政側の不手際があったことに起因するものであり、調査請求者が誤解をしたという発言は訂正すべきだと思っている。
- ・学校教育ビジョンに関するリーフレットについて、当該議員は市民の要望で作られたと発言したが、入手した資料の中からは該当するものが見つけられなかった。
- ・今回の件で、陳情という市民が政治に参加する権利が奪われたと思っている。
- ・委員会での言動について、謝罪はされていない。

◇義援シャツ（ポロシャツ）の受注について

- ・義援シャツの受注は商店会への加入が条件になっているとのことだったが、

当該議員の経営する店は商店会に入っていないと聞いた。ただし、本件に関しては詳細な情報が得られなかつたため、疑惑である。

◇三崎小学校Tシャツの受注について

- ・受注は当該議員と教育長との関係性によるものだという話を聞いた。他の小学校のTシャツはインターネットで発注していると聞き、不自然さを感じた。

◇その他

- ・二度とこのようなことがないように、政治倫理審査会は当該議員に対し辞職勧告をしてほしい。

第5回審査会

令和3年7月15日

1 政治倫理基準違反の行為の存否について

当該議員に出席を求め、調査請求の対象となった行為について説明を聞くとともに、各委員から質疑を行つた。

聴取の中で当該議員から述べられた事項は、おおむね次のとおり。

◇調査請求者について

- ・恐怖心を与えるような発言については、改めておわび申し上げる。一日も早い体調回復を祈っている。
- ・3月10日都市厚生常任委員会以降、謝罪に行く考えであったが、相談の結果、議長及び審査会委員長が訪問することとなつた。また、3月18日都市厚生常任委員会終了後に面会をお願いしたが断られた。その後は、調査請求者が体調を崩されていることや会いたくないと言われていることから、時間を置いて様子を見ている。会っていただけるなら、すぐにでも謝罪したい。

◇都市厚生常任委員会における調査請求者（陳情者）への言動について

- ・学校教育ビジョンに関するリーフレット作成については、地域協議会で「資料を配布する必要があるのではないか」との意見が出されていることから、市民の方から意見があったと発言をした。
- ・委員会での発言は、調査請求者（陳情者）の誤解を解き、理解をしていただきたいとの考え方からである。恐怖心を受けたことについては、非常に申し訳ないと思っている。
- ・教育長について、委員会の中では、個別の名前で批判をするのは控えていただきたいという話をした。疑惑を持たれるような関係ではない。

◇義援シャツ（ポロシャツ）の受注について

- ・義援シャツ販売実行委員会事務局の三浦商工会議所から、義援シャツの見積

もり提出の依頼があった。当初、議員であるため断ったが、東北への義援金のためにと協力を求められた。見積もり提出の結果、自身の経営する洋品店を含む2社に決定した。

- ・受注の条件を三浦商工会議所に確認したところ、商店会の会員でなくとも問題はないとのことだった。なお、義援シャツの取扱いが開始された時点では既に商工会議所の会員であり、現在も会員である。

◇三崎小学校Tシャツの受注について

- ・義援金付ポロシャツの取扱いをしていたことから、三崎小学校教頭からオリジナルTシャツ作成の相談があり、商工会議所の了解を得て、教員向けの義援金付Tシャツを作成することになった。
- ・その後、保護者や地域の方から購入の要望があったため、創立150周年記念事業支援の寄附金を上乗せしたオリジナルTシャツ作成について依頼がされた。なお、令和2年度に、義援シャツの終了を機に別の事業者に引き継いだ。
- ・発注者は、三崎小学校支援協議会という三崎小学校とは全く別の組織であることを承知した上で受注している。議員として、市からの請負に該当しないことを確認しながら取り扱ってきた。

第6回審査会 令和3年7月20日

1 政治倫理基準違反の行為の存否について

当該議員に出席を求め、各委員から質疑を行った。

聴取の中で当該議員から新たに述べられた事項は、おおむね次のとおり。

◇都市厚生常任委員会における調査請求者（陳情者）への言動について

- ・学校教育ビジョンのリーフレットについて、市民の方から分かりやすいものを作ってほしいという要望を受けていることは聞いていた。市民の声を無視してリーフレットを出したわけではないことを理解してもらおうと思った。
- ・市民から議会への陳情については、大切な意見の場であり公平に受け入れるべきものだと思っている。陳情を抑制しようという思いで発言はしていない。
- ・調査請求者に一日も早く謝罪する機会を設けられるよう努力し、直接おわびをしたい。

第7回審査会 令和3年9月15日

1 政治倫理基準違反の行為の存否について

当該議員に出席を求め、各委員から質疑を行った。

聴取の中で当該議員から新たに述べられた事項は、おおむね次のとおり。

◇義援シャツ、三崎小学校Tシャツの関係者に対する事情説明について

- ・審査会の審査対象となった以降、各関係者に特段の話はしていない。義援シャツの要綱について確認を行ったが、審査会に関する説明等はしていない。

◇義援シャツ（ポロシャツ）の受注について

- ・途中で、他の事業者に発注することを提案したことがある。
- ・市との請負ではないことは明確に言わわれている。

◇三崎小学校Tシャツの受注について

- ・領収書のあて名を三崎小学校と記入していたが、支援協議会との契約であるため支援協議会と記載すべきだった。

また、第6回審査会の中で行った発言について、当該議員から発言の一部を撤回する意向が示された。

第8回審査会 令和3年10月7日

1 政治倫理基準違反の行為の存否について

当該議員に出席を求め、各委員から質疑を行った。

聴取の中で当該議員から新たに述べられた事項は、おおむね次のとおり。

◇調査請求者について

- ・今まで直接の謝罪はできていない。

◇都市厚生常任委員会における調査請求者（陳情者）への言動について

- ・調査請求者（陳情者）が行った教育長に関する発言に対して「正しい発言じゃない」と述べたが、委員から意見があったとおり、陳情者が指摘をすることは自由だと思う。
- ・言動がハラスメントに該当するとの指摘については、相手がそう感じているということであり、おわびをしたい。

第9回審査会 令和3年11月16日

1 政治倫理基準違反の行為の存否について

当該議員に出席を求め、各委員から質疑を行った。

聴取の中で当該議員から新たに述べられた事項は、おおむね次のとおり。

◇都市厚生常任委員会における調査請求者（陳情者）への言動について

- ・G I G Aスクール構想に関する自身の発言は、総合教育会議の議論や調査

請求者と教育委員会のやり取りを承知していない中で行ったものである。これは自身の調査不足によるもので、調査請求者（陳情者）に誤解があったものではない。

◇調査請求について

- ・議会の皆さんに多大な迷惑をかけたことを謝罪したい。
- ・今回の件に関する問合せはかなり来ており、その都度、説明をしている。

◇調査請求者について

- ・故意ではないが、私の発言で不快な思いをさせてしまったこと、体調を崩してしまったことは誠に申し訳ないと思っている。謝罪することが最優先だと思っている。

第10回審査会 令和4年1月24日

1 政治倫理基準違反の行為の存否について

調査請求者に出席を求め、調査請求内容について補足説明を受けるとともに、各委員から質疑を行った。

聴取の中で調査請求者から新たに述べられた事項は、おおむね次のとおり。

◇調査請求者について

- ・政治倫理審査会の中で当該議員から自身に関する発言があったが、議員としての品位を欠く言動である。
- ・精神的な苦痛が長期間にわたり、通院が長引いている。

◇三崎小学校Tシャツの受注について

- ・当該議員と及川教育長との関係については、いまだに疑いを持っている。

◇その他

- ・当該議員は自ら辞職してほしい。

また、次回審査会では市職員に出席を求めて聴取を行うことを決定した。

第11回審査会 令和4年2月10日

1 政治倫理基準違反の行為の存否について

参考人として、教育委員会教育長、総務部人事課長、法制文書課長、教育部教育総務課長、学校教育課長に出席を求め、各委員から質疑を行った。

質疑の中で確認された事項は、おおむね次のとおり。

◇義援シャツ（ポロシャツ）の受注について

- ・ 義援シャツ販売実行委員会の構成団体である三浦市職員厚生会は市職員の福利厚生のための事業を行う任意団体であり、市職員の注文のとりまとめを行っていた。
- ・ 義援シャツの販売に市費は充てられていない。
- ・ 受注業者の募集や選定は実行委員会の構成団体である三浦市商店街連合会が行っている。選定方法は職員厚生会では把握していない。

◇三崎小学校Tシャツの受注について

- ・ Tシャツの発注をしている三崎小学校学校支援協議会は三崎小学校の教職員、保護者により構成される、営利を伴わない公益的な任意団体である。支援協議会の運営に当たり市費、公費の使用は一切ない。
- ・ 教育委員会としては、Tシャツの取引の際、書類に学校名を記載していたことは適当な処理ではなかったと考えている。現在は、全て支援協議会として処理されている。
- ・ Tシャツの発注について、契約上の問題はなかったと考えている。
- ・ 当該議員が代表を務める店舗への発注は、東日本大震災被災地への義援金を上乗せすることを考えたため、義援シャツの取扱いをしている当該議員に相談したことが始まりであり、その後もプリントの版を持っている同店に継続して依頼した。

また、次回審査会までに三崎小学校のTシャツ発注に関する詳細について支援協議会及び三崎小学校に聞き取りを行うこと並びにマリーから支援協議会に発行された領収書の原本（1通）を閲覧することを求めた。

第12回審査会 令和4年2月17日

1 政治倫理基準違反の行為の存否について

参考人として、教育委員会教育長、教育部学校教育課長に出席を求め、質疑を行った。

質疑の中で確認された事項は、おおむね次のとおり。

◇三崎小学校Tシャツの受注について

- ・ 発注先が当該議員の店舗であることを理由に、教職員が職務中にTシャツの購入に関わることに携わったということは全くない。

第13回審査会 令和4年4月12日

1 政治倫理基準違反の行為の存否について

三浦市議会議員政治倫理条例施行規程第8条に基づき、当該議員の出席を求めて意見を聴いた。また、意見に対して質疑が行われた。

なお、当該議員から述べられたことは、おおむね次のとおり。

- ・都市厚生常任委員会での陳情審査の際の質疑における発言が、思いがけなくも陳情者に恐怖心を感じさせるような発言となり、おわび申し上げる。
- ・政治倫理審査会で長きにわたる審査が行われ、審査会各委員に多大な負担をかけたことにおわび申し上げる。
- ・今後、改めて政治倫理条例の趣旨を深く心にとどめ、市民のための三浦市議会議員として努めていく。

第14回審査会 令和4年5月10日

1 政治倫理基準違反の行為の存否について

各委員から違反行為の存否について見解を述べた。また、述べられた見解に対する質疑を行った。

述べられた見解は、おおむね次のとおり。

◇違反行為が認められる

- ・都市厚生常任委員会での陳情審査において、陳情者に威圧的な発言や陳情を抑制するような発言、当該議員の調査不足及び誤解による発言等をしたことは、議員としての品位を欠くものであり、三浦市議会議員政治倫理条例第4条第1号に違反する。
- ・三崎小学校Tシャツ、義援シャツ（ポロシャツ）の受注については、いずれも市民から疑惑を持たれる行為であり、同条例第4条第1号に違反する。

◇違反は認められない

- ・都市厚生常任委員会での陳情審査における発言は、質疑の中で行われたものであり、同条例第4条第1号には違反しない。
- ・三崎小学校Tシャツ及び東日本大震災義援シャツ（ポロシャツ）の受注は、いずれも市と異なる任意団体からの受注であり、市費が充てられていないことが確認できたため、同条例第5条への違反はない。

第15回審査会 令和4年5月24日

1 政治倫理基準違反の行為の存否について

違反行為の存否について採決の結果、三浦市議会議員政治倫理条例第4条第1号への違反行為があったと認めることを決定した。（賛成多数）

2 必要な措置について

各委員から必要と考えられる措置について意見を述べ、採決の結果、問責決議を行うことについて議長に勧告することを決定した。(可否同数により委員長裁決)

第16回審査会

令和4年6月2日

1 審査結果報告書について

審査会から議長に行う審査結果の報告について、報告内容を決定した。